

三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則

改訂 2023.10.01

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会」(以下本会と言う)と称する
(事務局)

第2条 本会の事務局は、三重県立四日市中央工業高等学校内に設置する
(目的)

第3条 本会は会員相互の親睦を図り母校の発展と工業の隆盛に貢献することを目的とする
(事業)

第4条 本会は、第3条の目的を達成するため、次の事業を行う

- 1、会員相互の連絡及び共助に関する事業
- 2、母校の発展に寄与し得る事業
- 3、知識、技能の普及に関する事業
- 4、その他、必要と認められる諸事業

第2章 会 員

(会員の資格)

第5条 本会は、次の会員を以て組織する

- 1、正会員は、母校の卒業生及びかつて母校に在籍した者で役員会の承認を得た者
- 2、特別会員は、母校の現職員・旧職員並びに役員会の推薦を得た者

(役員)

第6条 本会の役員を下記の通り置き役員の兼任は出来ない

- 1、会長 1名
- 2、副会長 3名
- 3、会計 1名
- 4、書記 3名
- 5、理事 若干名 (各支部より1名の選出を含む)
- 6、会計監査 2名

(特別役員)

第7条 本会は、第6条の他に次の者を置く

- 1、顧問 1名
- 2、相談役 1名
- 3、名誉顧問

(役員の仕事)

第8条 本会の役員の仕事は次の通りとする

- 1、会長は、本会を代表し会務を統括し役員会を招集する
- 2、副会長は、会長を補佐し会長に事故があった場合は、その仕事を代行する
- 3、会計は、会計事務を担当し資産管理を行う
- 4、書記は、会務に関する一切の書類の管理・記録・報告及び会報発行の計画準備に当たる
- 5、理事は、理事会を組織して会務を処理する
- 6、会計監査は、各年度一回以上の会計監査を行い、その結果を定期総会において報告する

(顧問・相談役の仕事)

第9条 本会の顧問・相談役の仕事は次の通りとする

- 1、顧問・名誉顧問は、会務の諮問に応じる
- 2、相談役は、本会の運営を円滑に遂行する為、会長からの相談に乗りアドバイスや助言を行い又、課題解決にも関与する

(役員を選出)

第10条 本会の役員を選出は、正会員の直接無記名投票により別紙-2「四日市中央工業高等学校同窓会 選挙規則」に従う

(顧問・相談役を選出)

第11条 本会の顧問・相談役を選出は次の通りとする

- 1、顧問は、母校の現職学校長とする
- 2、相談役は、本校卒業生及び特別会員の中より顧問と相談の上会長が委嘱する

(役員の任期)

第12条 本会の役員の任期は、次の通りとする

- 1、役員の仕事は2年間とするが再選を妨げない
- 2、役員の仕事が終了しても後任が決定するまではその職務を行う
- 3、役員に欠員が生じた場合は、別紙-2「四日市中央工業高等学校同窓会 選挙規則」に従う

第3章 運 営

(総会)

第13条 本会の総会は、次の内容とする

- 1、本会の最高決議機関であって全会員を以て組織され全ての決議を行う
- 2、本会は定例総会及び臨時総会とする
 - 1) 定例総会は、隔年1回開催する
 - 2) 臨時総会は、役員会の決議により開催する
- 3、本会の決議は、出席者の過半数を以て決定する
- 4、本会の予算の審議・決算の承認・会務会計の報告及び会則の改正・役員を選出その他必要と認められた事項について行う

(役員会)

第14条 本会の役員会は、次の内容とする

- 1、本会の総会に次ぐ決議機関で、「三重県立四日市中央工業高等学校同窓会 会則」第6条に定める役員(会長、副会長、会計、書記、理事、会計監査)を以て構成し会務を執行する
- 2、開催は、会長が必要と認めた時、又は、役員過半数が要求した時に行う
- 3、会務についての一切を立案審議する。又、必要と認められる事項の処理を行う

(会議・議事録の作成)

第15条 本会の会議・議事録の作成は、次の内容とする

- 1、本会のすべての会議は、議長・書記の選出をもとに公正・明瞭・民主的に運営されなければならない
- 2、本会のすべての会議終了後に議事録を作成し2名以上が捺印の上これを保管する

第4章 資産及び会計

(資産及び会計)

第16条 本会の資産及び会計は、次の通り管理する

- 1、本会の基本資産は正会員の入会金及びその他の収入を以て当てる
- 2、毎年度の入会金の一部は基本資産として繰り入れて蓄積するものとする
- 3、本会の経費は会費及びその他の収入より支弁することを原則とする
- 4、本会の入会金は一万五千元として終身会費とする
- 5、本会の資産の管理・会計・出納は、別紙-4「四日市中央工業高等学校同窓会 会計作業規定」に基づいて会計が行う

(会計年度)

第17条 本会の会計年度は、4月1日に始まり翌々年3月31日とする

(慶弔関係)

第 18 条 本会の同窓会役員及び現職員の慶弔は、次の内容とする

支給を受けようとする者は、会長に所定の用紙 別紙-1「四中工同窓会 葬儀用供花申請書」に必要項目を明記して申請するものとする

1、同窓会役員

・本人死亡・・・供花(1基)

2、現職員(講師先生は除く)

・本人死亡・・・供花(1基)

3、供花の名称は「三重県立四日市中央工業高等学校 同窓会一同」とする

(部活動報奨金)

第 19 条 本会では、部活動において成績の功績が認められ、学校から報奨金の要請があった場合は、別紙-5「四日市中央工業高等学校同窓会 部活動報奨金規定」に従い贈る

第 5 章 支 部

(支部の設置)

第 20 条 本会は地方在住又は、同一職場の会員は支部を設置することが出来る

(支部の設置の承認)

第 21 条 本会の支部の設置は、総会で承認を得なければならない

(支部との連携)

第 22 条 本会の目標達成の為に本部と連絡を密にして互いに協力していく

(支部の規約)

第 23 条 本会の支部に関する規約は支部において定める

(支部の助成金)

第 24 条 本校卒業生における支部活動に対して役員会の承認を得た支部は、助成金を受けることが出来る。助成金額については、役員会で決定する

(支部の活動報告)

第 25 条 本会の各支部の活動内容は、定期総会で各支部より選出された理事が報告する

第 6 章 会則の改訂・改廃

(会則の改訂・改廃)

第 26 条 本会の会則の改訂・改廃は、総会の決議を得なければ出来ない

第7章 会員の異動

(異動届けの通知)

第27条 会員は、住所・氏名・その他一身上に関して異動・死亡があった場合は、本人・親族、又は、最寄りの会員よりその旨を直ちに本会に通知をしなければならない

第8章 附 則

(実施期日)

第28条 本会則は、昭和40年(1965).3.10から実施する

(改訂・改廃日)

第29条 本会則は、平成元年(1989).7.9の第12回総会で一部改訂された

第30条 本会則は、平成17年(2005).6.4の第20回総会で一部改訂された

第31条 本会則は、平成29年(2017).5.9の理事会で「支部の活動報告」が承認された

第32条 本会則は、平成29年(2017).5.9の理事会で「慶弔関係」の一部改訂がされた

第33条 本会則は、平成30年(2018).10.9の理事会で「部活動報奨金規定」が議決された

第34条 本会則は、令和元年(2019).5.18の第27回総会で「役員」「特別役員」「資産及び会計」の一部改訂がされた

第35条 本会則は、令和5年(2023).6.26の理事会で「代議員に関する項目」が削除された

第36条 本会則は、令和5年(2023).7.13に全ての会則・規則の見直しをした

第37条 本会則は、令和5年(2023).9.15の第29回総会(書面決議)で全ての会則・規則の見直しが承認された